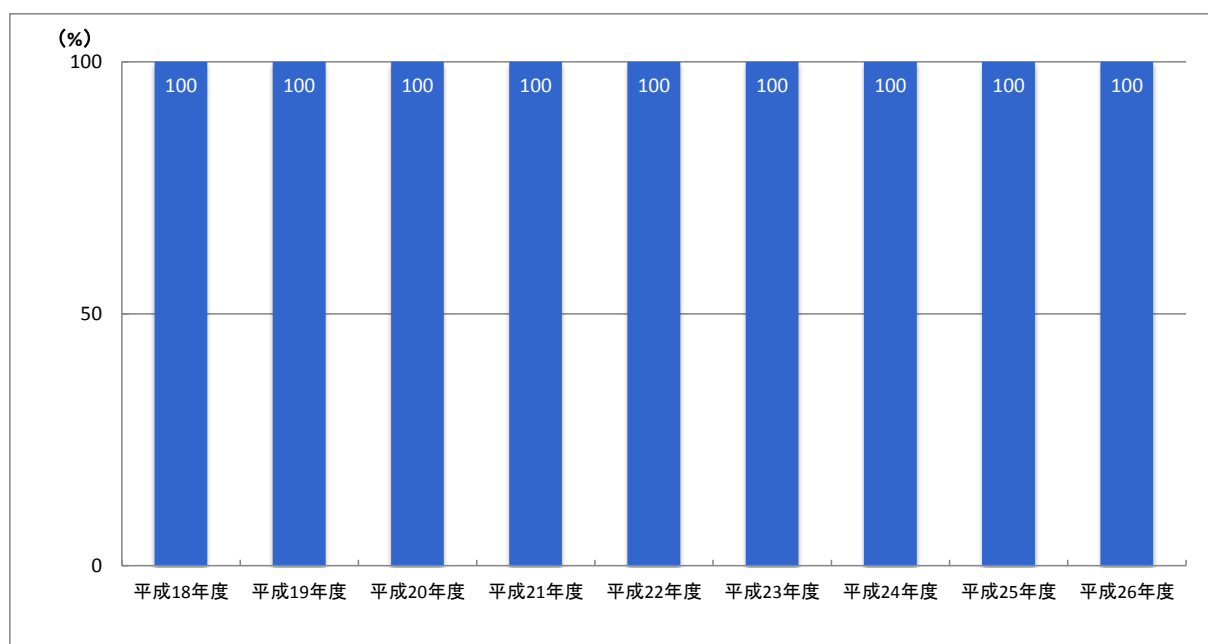


7. 看護計画立案率



看護計画は、入院された全ての患者に対し立案されるものであり、個別的な看護内容を計画し、同じ方向性をもって看護をチームで行う看護師には必須である。また看護計画は、看護師が単に立案し、自らの満足感を得るために作られるものではなく、患者及び家族とともに、または立案を一緒にできなくてもその内容の説明を行い、患者の了解を得て実践に移されるものである。

当院の看護計画は、電子カルテシステムの中で立案され、全ての患者に対し、24時間以内に立案することとされており、実際に行われている。しかしその説明が患者・家族に十分説明できているかどうかについては、検証ができていない。

データ提供 看護部